

# 内共第22号第五種共同漁業権

## 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿角市河川漁業協同組合、大館比内漁業協同組合、田代漁業協同組合、鷹巣漁業協同組合、阿仁川漁業協同組合及び粕毛漁業協同組合が免許を受けた内共第22号第五種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という）の区域において、当該組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっているさくらますの採捕（以下「遊漁」）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣りによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 遊漁に係わる漁具、漁法は竿釣りに限る。ただし、船を用いた釣りを禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
さくらます	4月1日から7月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間	
鹿角市河川漁協管理範囲	鹿角市八幡平字小山1番地 9先の一の渡頭首工上流端から下流200mまで	1月1日～12月31日まで
	鹿角市八幡平字長内44番地 4先長内頭首工上流端から下流100mまで	1月1日～12月31日まで

	鹿角市十和田大湯字大湯外 16 国有林 39 林班ぬ新田釜 屋沢起点から下流小坂川合 流店まで	1月1日～12月31日まで
大館比内漁協管理範囲	米代川筋連合堰堤上流端か ら下流扇田大橋までの間	1月1日～12月31日まで
	長木川 J R 花輪線鉄橋上流 端から下流長木川測道まで の長木川	1月1日～12月31日まで
田代漁協管理範囲	大館市早口橋下流端から下 流の早口川と米代川の合流 点までの間の区域	1月1日～12月31日まで
鷹巣漁協管理範囲	北秋田市糠沢国有林 2016 林 班わ小班、2019 林班い小班 西又沢起点から下流糠沢川 の合流点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市栄字池上ミ田ノ沢 15 田沢川起点から米代川の 合流点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市摩当沢国有林 2048 林班ち小班桧沢起点から米 代川の合流点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市栄字吉ヶ沢 58 の 1 吉ヶ沢起点から下流摩当川 の合流点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市仙戸石沢国有林 2142 林班そ小班大湯津内沢 起点から下流小猿部川の合 流点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市仙戸石沢国有林 2141 林班よ小班小湯津内沢 起点から下流小猿部川の合 流点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市仙戸石沢国有林 2147 林班か小班東ノ又沢起 点から下流小猿部川の合流 点まで	1月1日～12月31日まで
	北秋田市根小屋頭首工から 上流 200m と下流 600m の間	1月1日～12月31日まで
阿仁川漁協管理範囲	北秋田市根小屋頭首工から 上流 200m と下流 600m の間	1月1日～12月31日まで

	北秋田市本城頭首工から上流 100m と下流 100m の間	1 月 1 日～1 2 月 3 1 日まで
	北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流 100m までの間	1 月 1 日～1 2 月 3 1 日まで
	小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流 100m までの間	1 月 1 日～1 2 月 3 1 日まで
米代川水系サクラマス協議会構成員の漁協管理範囲	常磐川と米代川の合流点から上流、常磐川本流及び合流する支流全域	1 月 1 日～1 2 月 3 1 日まで

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます	1 5 cm 以下

(尾数の制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1 人遊漁期間あたり保持できる数量を、右欄に掲げる尾数までとする。

魚種	尾数
さくらます	1 0 尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中高生徒は無料とし、肢体不自由者（身体障害者手帳 3 級以上）及び高校生は半額とする。また、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1, 5 0 0 円を加算した額とする。

魚種	漁法	1 日	1 年
さくらます	竿釣り	3, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円

2 第 1 項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 組合事務所（第 1 条に記載された組合の住所）

(2) その他組合が指定する遊漁券取扱所（第 1 条に記載された組合の各遊漁規則のとおり）

(遊漁承認証に関する事項)

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証

またはオンラインシステムにおいて遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別紙様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

附則

(施行期日)

この規則は令和8年3月31日から施行する。